

日本の府省庁における政策評価制度の 諸課題に関する一考察

—政策評価における原理と実際のインターフェース—

安 章浩

A Study on Regarding the Issues of Japanese Government's Policy Evaluation System.

YASU, Akihiro

Abstract

In Japan, the policy evaluation system was introduced in order for the Japanese public administration to implement its accountability and to realize efficient and high quality administration. This study was aimed at investigating the relation of the basic concepts about the policy evaluation system and the contents and the characteristics of policy evaluation system in Japan.

要 約

政策評価制度は、行政がアカウンタビリティを向上させ、かつ効率的で質の高い行政を実現するために日本でも導入された。本稿は、政策評価制度に関する基礎的な概念を検討し、その本質を考察することで、日本の政策評価制度の課題等について展望することを目的とする。

キーワード

政策評価 (Policy Evaluation) / 行政評価 (Performance Measurement)

通称「評価法」(Government Policy Evaluations Act)

PDSA マネージメントサイクル (PDSA-Management Cycle)

社会的価値 (Social Value) / 政策受容正統性 (Legitimacy of Policy Acceptance)

目 次

1. はじめに
2. 政策評価に関する基礎概念の再検討
3. 日本の府省庁における政策評価制度の概要
4. おわりに 日本府省庁における政策評価制度の展望

1. はじめに

周知の通り、2007年より本格化したアメリカを震源とした金融危機は、世界の实体经济にまで影響を及ぼしはじめ、日本においても、各企業の収益が伸び悩む中、今後、国家財政や自治体財政も厳しさが増すことが予想されるが、それとともに、市民の行政サービスに対するニーズ、期待、要望等もシビアになってきている中、政策評価制度の充実による行政サービスの効率性や有効性の向上がますます注目されるようになってきている。わが国では、自治体レベルで政策評価制度が先行してスタートしていたが、2001年6月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下、評価法と称する）」が成立し¹、2002年4月より同法が施行されたことも契機となって、国レベルでも政策評価に対する関心が深まり、同制度の充実が模索されている。

そのような中、一般的に政策評価の運用に関するいわゆる「実務的」「技術的」アプローチに関する検討や考察はよく目にするが²、政策を評価することの意味合いや、また政策を評価することは究極的に何を指すものなのか、といった政策評価「原理論」的な探求はわが国では非常に少ない印象を受ける。単なる「実務的」「技術的」に政策評価へとアプローチしても、何故、政策評価はなされねばならないのか、という問いに的確に回答しないかぎり、政策評価の本質は理解しないまま、ただ「政策評価」というトレンドを追認

し、それを自明視するだけで満足する風潮に加担するだけの結果になっていくのは自然の成り行きであろう。

これだけ、政策評価が、学問的にも一般的にも認知されながら、あまり同概念や同制度について原理的に考察することなく、一人歩きしている現状に対して、少しでも政策評価の持つ本質的な意味合い等を考察することが本稿の目的である。以下、政策評価に関するいくつかの基礎的な概念を再検討することで、それらを位置づけ直し、日本の政策評価制度がいかにあるべきかについて検討していきたいと考えている。

2. 政策評価に関する基礎概念の再検討

行政活動は、1、狭義の政策（Policy）、2、施策（Program）、3、事務事業（Project）に政策体系化され、これらの単位ごとに評価を行っていくことが必要であると考えられる。1の狭義の政策とは、政策の方向性を内容とするものであり、抽象的であることが多い³。2の施策とは、政策を実現するための具体的な方針や方策等を内容とするものである。3の事務事業とは、個々の施策を具体的に実行する内容をもつ。行政活動を評価するといっても、どのレベルのものなのかを区別して考えていかねばならないことは言うまでもない。

このような体系化された政策の評価をより詳細に区分するならば、1の狭義の政策を評価することは、「政策評価」と呼ばれ、また、2の施策と3の事務事業を評価することは「行政評価」と呼ばれる⁴。一般に理解されている政策評価とは、上記のようなより具体的な行政評価も含めて考えていかねばならないことがここで理解される。何故なら、政策を

評価することは、抽象的な1の狭義の政策の評価よりは、政策体系の中でより具体的な内容を持つ施策や事務事業の評価がメインになってくるからである。だから、政策評価という概念ではなく、行政評価という概念が、一般的に理解されているようなより具体的な政策を評価することを代弁するものとして考えることができる。以下、政策を評価することのメインは、行政評価であるとの考えをベースにして議論を進めていくことにするが、本論文では、上記の1から3までの体系的な政策の評価の意味合いを考察するという観点から、「政策評価」という表現を一般的に使用することとする。

それでは、政策評価の目的は何であろうか。その問いに答える前に、政策概念についても一度整理を試みてみたい。

我々は皆、よりよく生きることを目標に生活しているが、よりよく生きるためには、他人と協力しながら集団の中で、共同体の中で、また国家の中で生活する必要がでてくる。アリストテレスの「我々はポリス的動物である」といったフレーズを持ち出すまでもなく、我々は生まれた時から社会の中で生きることを必要性の観点から選択強制されることは言うまでもないだろう。それを前提に考えていくと、社会が存在するということは、人々の社会に対する必要がそこに存在することを意味し、そうした社会を調和させていくことは、社会の価値が実現されていくことを意味する。つまり、社会における価値実現が、人々の幸福追求とリンクしていくことこそ、社会の舵取り役である政治の目標になっていく。政治とはたえずこうした社会的価値の実現のために何を決断すべきかを考慮し、価値選択していく作用であり、そのような政治による価値選択に依拠して、行政は価値実現をより具体化していく作用である、と考えられる。

こうした価値実現または価値選択をよりブレイクダウンして実行しやすい形に集約していったものが「政策」である。すなわち、「政策」とは、ある社会的価値実現のために、何が問題になっているのかを明確にしたうえで、当該問題をいかにしたら解決できるのかを表現した方針や方向性である。つまり、「政策」とは、社会的価値実現プロセスの中にその存在意義を見出すものであり、「政策」は、かならず「ある社会的価値」を帯びたものであり、そういった意味で「価値中立的な政策」は存在しない⁵。政治が追求するべく選択した価値を実現していくために何をすべきか、といった規範的な内容を包含した「政策」は、上記したように、狭義の政策、施策や事務事業へと体系化されることで、より具体性を増していく。

このように、「政策」とは、1、社会的価値実現のための問題解決手段を表現したものであり、2、その内容は規範的なものであること、が確認された。「政策」は、政治によって選択された価値実現をよりよく実現するために、問題解決のための方向性や指針が定められ、それらは主として行政によって執行されていくが、それでは「政策」が「価値実現」に本当に寄与したかどうかをいかに判断すればよいのか。そこででてくるのが政策評価概念である。「政策」を評価することは、社会的価値がいかに実現されたかを確認するためのものであり、それはより具体的レベルでは「行政評価」によってなされていく。その際に、評価基準には大きく次の3つが含まれる。1、効率性、2、有効性、3、政策受容正統性である。すなわち、政策を実現するにあたり、いかに最小限の費用で実現できたかを評価し(効率性)、次に、当該目標が達成され、社会的価値が実現できたかを評価する(有効性)。この二つが一般的には重要な評価基準

であるとされるが、「政策」は問題解決による価値実現の結果のみならず、いかなる価値を背景とした問題解決手段を選択するのにも関与していくので（政策決定過程）、問題解決を通じた価値実現過程で便益を被る当事者のニーズ、要望、期待等が、当該追求価値に盛り込まれて、いかにそれが実現されているかどうかとも重要な評価基準になってくるものと考えられる。この基準を本稿では、「政策受容正統性」と呼ぶ⁶。ここでいう正統性とは、統治者の政策への信頼の度合いを意味している。つまり、正統性が調達されていることは当該政策を全面的に受け入れていることを意味する。いくら問題解決を通じた社会的価値実現といっても、社会的な受容度合いを無視したものであっては、何のための「政策」なのかといったことになりかねず、「政策」としての意味をそもそもなさないものと考えられるので、「政策」の国民、市民に対する受容度合いの評価も基準の一つに加えられる必要があるものと思われる。こうした「政策」を評価するにあたっては、1、効率性、2、有効性、3、政策受容正統性、の三つは少なくとも考慮される必要があると思われる。

行政活動は、こうした「政策」の実現を中心に実施されていくが、「政策」の評価を行政活動の過程の一つに付加した結果、行政はPDSA（Plan-Do-See-Action）のマネージメント・サイクルを重視しなくてはならない、と考えられる⁷。すなわち、「政策」は、何を目標にし（Plan）、何を実現し（Do）、その結果はどうであったのか（See）、そして当該活動のマイナス面を反省し、プラス面を促進していく（Action）といった行政の活動循環の中で、行政はより「顧客志向」「成果志向」の行政の構築⁸を求められていく。そして、行政が問題解決を通じた価値実現のために何をやろうとしているのか、何をやっているの

か、何をやったのか等についてのアカウントビリティを行政側がたえず向上させるために「政策」評価がより充実される必要があり、それにより、行政職員の意識も変わっていかざるをえない。すなわち、行政に一定の価値を実現させるために市民はその活動内容をたえず問いただしていくことを習慣化していくことで、国民、市民の行政への関心もより深まり、行政側も国民、市民の関心の深まりに応答しながら次なる政策形成へと反映していく必要に迫られていくものと考えられる。

このように「政策」は問題解決を通じた社会的価値実現の手段として存在意義を持ち、問題解決を通じて同価値が実現したかどうかを判別・確認していく作業が、「政策」評価であり、具体的には「行政評価」となる。こうした「政策」評価は、国民、市民側に行政活動の内容を問い正すための情報を提供し、その情報に依拠することで、国民、市民は行政の問題解決を通じた価値実現活動のよしあしを判断し、また行政は同情報の認知等により、より一層の行政改善へと連結することでアカウントビリティの向上を図っていく。こうしたことから考えると、「政策」評価は、行政活動の改善を促すものとして活用されるばかりか、国民、市民が行政活動のよしあしを判断する材料としても活用されることが期待される。そうなると、行政側が「政策」の評価情報をいかに次なる行政活動の改善へとつなげていけるのかといった点と、国民、市民がいかに評価情報を活用して行政側にフィードバックしていくかといった点が重要な争点になってくるものと考えられる。「政策」評価は、行政側に反省を促すことで行政を改善させる効果が期待されるが、それとともに国民、市民がいかに「政策」を自分たちに関わるものとして認知し、当該「政策」評価を読み取り、その持つ意味を理解する「政策リ

テラシー」を向上させることは、「政策」評価を国民、市民にとってより効果的なものにしていくことにつながっていくものと考えられる。こうしたことを鑑みるならば、行政側にも、評価情報の提供に関するレベルを落とさないで、国民、市民に受容可能で、より理解のしやすい「政策」評価情報の提示が課題となってくるのではないだろうか。「政策」は問題解決を通じた社会的価値実現のために存在するのだから、「政策」の評価は、行政側にとっても、国民、市民側にとっても、問題解決に関わる「共有情報」として提供される必要があり、その問題解決に関わる「共有情報」の解釈を巡って、行政側と国民、市民側の双方で対話、熟議を行いつつ、一定のコンセンサスを得ながら、政策受容正統性を高めつつ、次なるよりよい問題解決を実現する政策の実行へとつなげていく制度作りをも見据えて、「政策」評価の課題について考察する必要があると考えられる。

以上、政策評価に関する基礎的な概念について検討してきたが、次に、日本の国家行政レベルでの実際の政策評価制度の運用の実態について検討し、本章で考察した政策評価の持つ意味合いを照らし合わせることによ

り、日本の政策評価制度の課題等について展望してみたいと思う。

3. 日本の府省庁における政策評価制度の概要

本章では、日本の各府省庁における政策評価制度の概要について検討する。

日本における各府省庁の政策評価制度確立までの基本的な系譜は図表1の通りである。

評価法一条では、政策評価の目的について以下のように示している。「この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

また、2005年12月16日に閣議決定された政府の「政策評価に関する基本方針」によれば、政策評価の実施に関する基本的な考え方について、以下のように述べている。「政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、

図表1

<政策評価制度の歩み>

平成9年12月	行政改革会議最終報告(制度導入の提言)
平成13年1月	政策評価制度導入
平成13年6月	行政機関が行う政策の評価に関する法律(評価法)成立
平成13年12月	政策評価に関する基本方針(閣議決定)
平成14年4月	評価法施行
平成17年12月	政策評価に関する基本方針(閣議決定)の改定

出典：総務省行政評価局の資料より

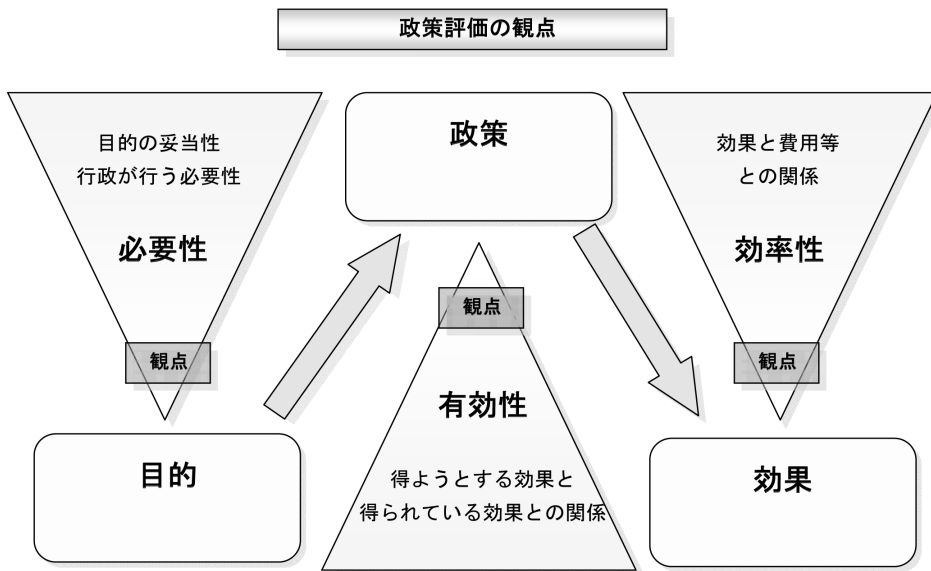
適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (See)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めた政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされるとともに、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革

が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図れることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。」

このように、日本の政策評価制度は、PDSAのマネージメント・サイクルを各府省庁に導入することにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現させ、アカウンタビリティを向上することで、行政の透明性を確保し、政府・行政に対する信頼性や正統性を向上させることを目的とするものであると考えられる。

政策評価の観点は以下の図表2の通りである。

図表2

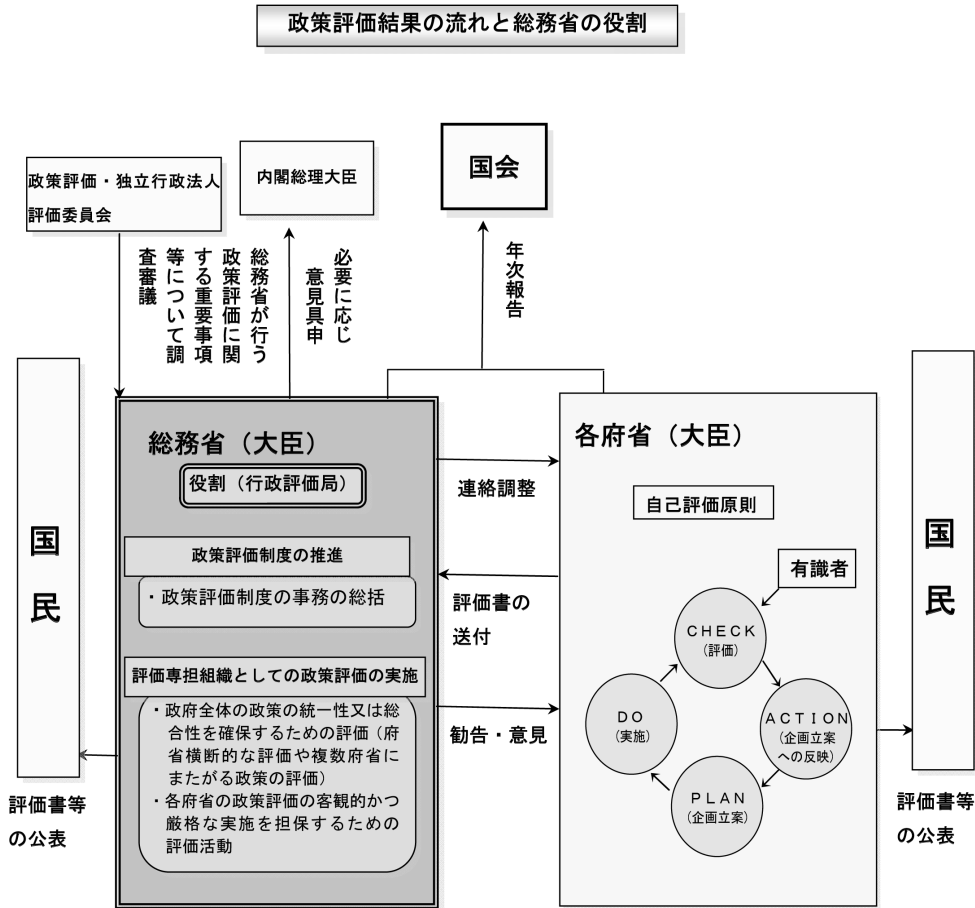


出典：総務省行政評価局の資料より

次に、日本の府省庁における政策評価プロセスであるが、各府省庁が自ら政策の効率性や効果等を測定・評価して、評価書を作成し、それを評価専担組織である総務省行政評価局に送

付し、それに依拠して同局が各府省庁に対して勧告・意見を述べ、それらについて公表するといった業務フローが特徴になっている。

図表 3

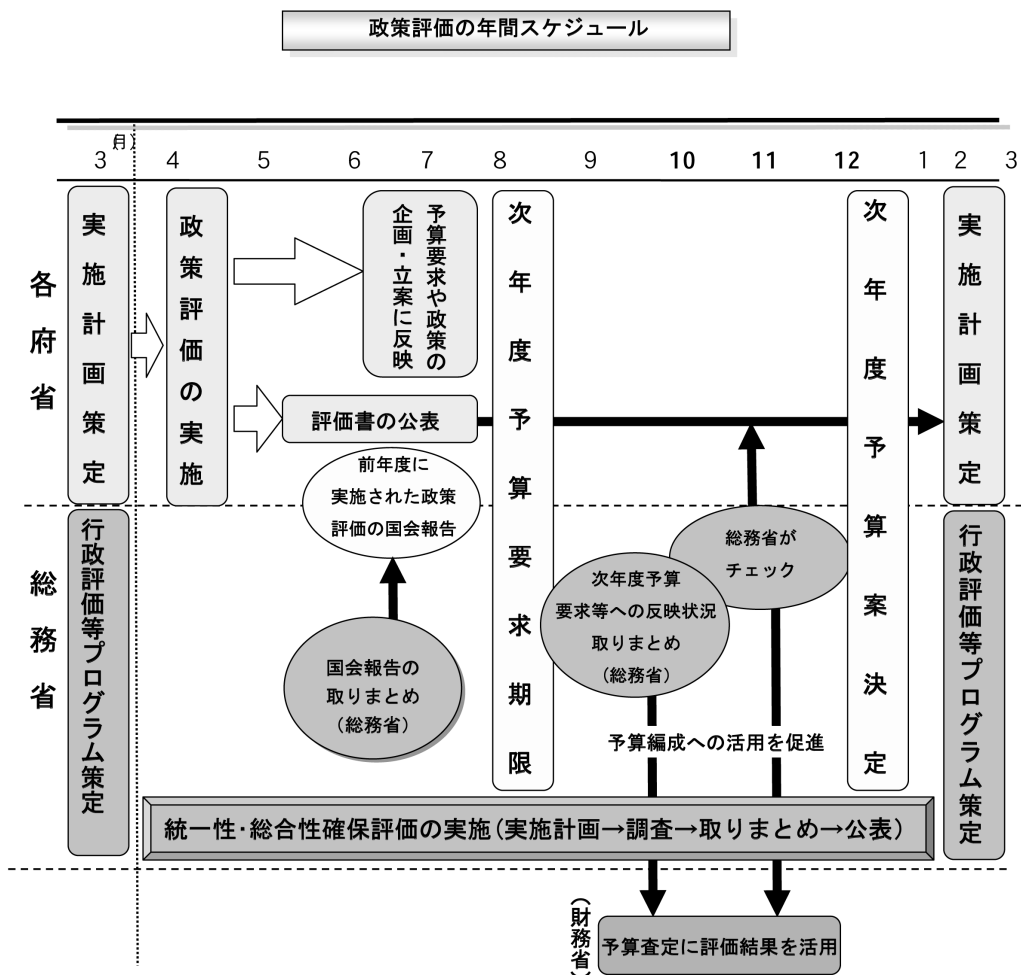


出典：総務省行政評価局の資料より

総務省行政評価局は、毎年6月ごろに、各府省庁が実施した前年度政策評価の実施状況についてとりまとめたものを国会に報告し、毎年9月ごろには、各府省庁が前年度に実施

した政策評価結果の翌年度予算要求等への反映状況のとりまとめを行っている。政策評価の年間スケジュールは図表4の通りである。

図表4



出典：総務省行政評価局の資料より

また総務省行政評価局の中には、政府全体の政策評価に関する基本的事項や総務省が実施する政策評価について調査審議し、総務大臣に意見を述べる場として、政策評価・独立

行政法人評価委員会が設置されている。

政策評価の実施方法は現在のところ、図表5のように、事業評価、実績評価、総合評価の三つが実施されている。

図表 5

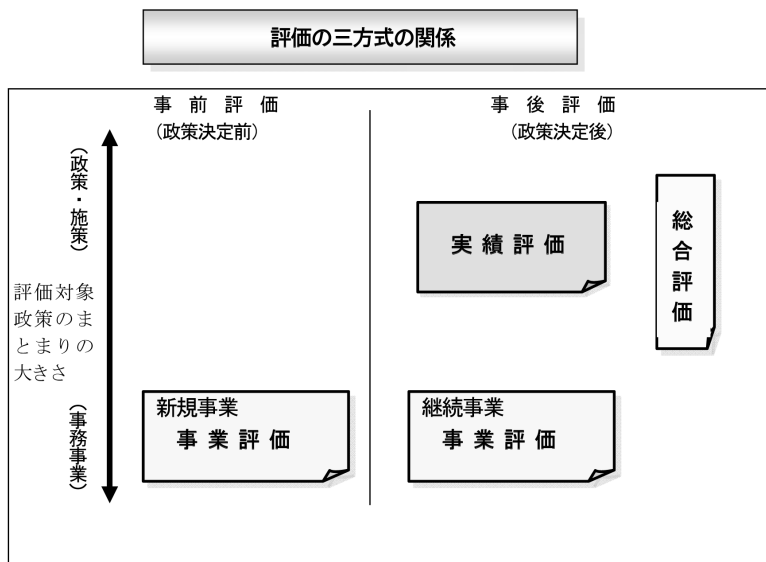
政策評価の方式				
	対 象	時 点	目的 ねらい	やり方
事業評価	個々の事務事業が中心、施策も	事前 必要に応じ事後検証	事務事業の採否、選択等に資する	あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定
実績評価	各府省の主要な施策等	事後 定期的継続的に実績測定、目標期間終了時に達成度を評価	政策の不断の見直しや改善に資する見地	あらかじめ政策効果に注目した達成すべき目標を設定 目標の達成度合について評価
総合評価	特定のテーマ（狭義の政策・施策）について	事後 一定期間経過後が中心	問題点を把握その原因を分析など総合的に評価	政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析など総合的に評価

出典：総務省行政評価局の資料より

なお図表6のように政策評価を時間軸で事前と事後に分類して、それぞれ事前評価、事後評価も実施している。

また、一定以上の事業規模を持つ研究開発、公共事業、政府開発援助（ODA）及び規制に

図表 6



出典：総務省行政評価局の資料より

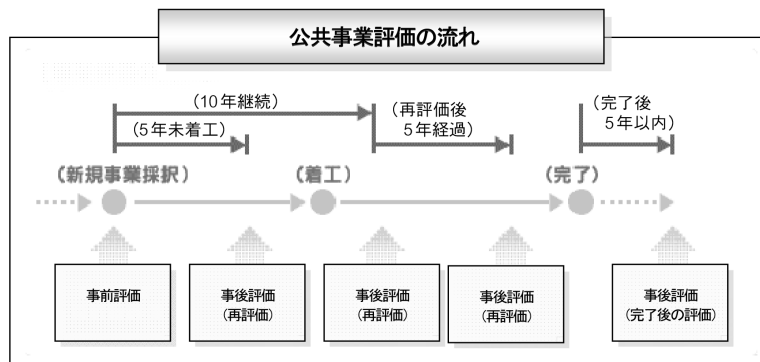
関する政策については、評価法5条により、事前評価が義務づけられている。

中でも、公共事業を対象とする政策評価は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の6府省によって実施されており、公共事業の政策評価は、上記したように義務付けられている事前評価の

他、事後評価も行っている。

こうした公共事業の実際の政策評価の結果、政府は、公共事業採択後、5年経過しても着手されない、または10年経過しても完了していないとの評価結果を受けたものについて、2002年度より、2007年度までに、約3兆6000億円にのぼる計205事業の見直しを実

図表 7



出典：総務省行政評価局の資料より

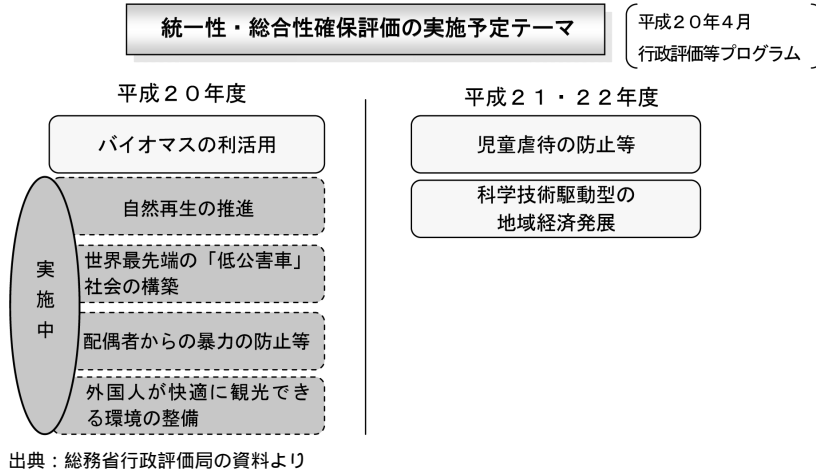
施し、2007年度だけでも13事業、約600億円の公共事業を休止・中止している。

また、総務省行政評価局では、複数の府省庁にまたがる政策評価については、統一性・

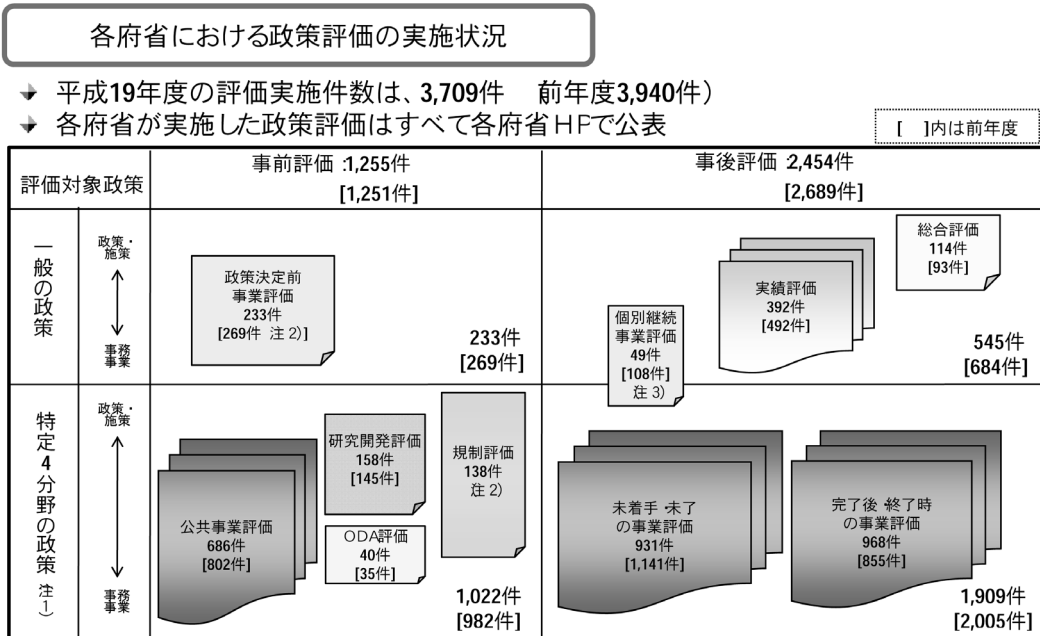
総合性確保評価を実施しており、2008年、2009年度については図表8の通りである。

また、各府省庁の2007年度に行われた政策評価の実施状況は図表9の通りである。

図表8



図表9



注) 1 特定4分野の政策とは、評価法により事前評価の実施が義務付けられている、研究開発、公共事業、政府開発援助（ODA）及び規制をいう。
 2 規制の事前評価は平成19年10月1日から義務付けられている。また、上記「規制評価」及び平成18年度における「政策決定前事業評価」には、規制を対象とした試行的評価（19年度 22件）が含まれている。
 3 上記「個別継続事業評価」には、特定4分野の政策に係る評価（19年度：10件、18年度：9件）が含まれている。

出典：総務省行政評価局の資料より

2007年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」により、2007年度末より、経済財政諮問会議と総務省そして各府省庁との間の連携を緊密にすることにより、各府省庁の政策評価結果を国の政策に適切に反映させていくとする方針が示され、育児休業制度、子育て支援サービス、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み、若年者雇用政策、農地政策の5政策が2007年度に重要対象分野として経済財政諮問会議から提示された。

こうした政策評価制度については、見直しも適宜実施されている。具体的には、総務省行政評価局による点検活動がそれにあたる。点検活動は、やり方点検と内容点検の二つから構成される。

やり方点検では、「達成目標が数値化等によって明確にされているか」等について各府省庁の評価結果を点検している。

また、内容点検では、各府省庁の政策評価について、「社会経済の実態を反映しているか」等内容面での点検を実施している。

以上、日本の府省庁レベルでの政策評価制度の概要について見てきたが、次章では、前章で検討した政策評価に関する概念の再検討の知見に依拠しながら、日本の府省庁における政策評価制度の課題等を展望してみたいと思う。

4. おわりに 日本の府省庁における政策評価制度の展望

前章で検討したように、日本の府省庁における政策評価制度は、PDSAのマネージメント・サイクルを各府省庁にビルトインさせ、主として成果重視の行政を目指し、政策評価の充実等によりアカウンタビリティを向上することで、行政の透明性を確保し、政府・行

政に対する信頼性や正統性を向上させることを目的とするものである。その際、政策評価の観点は、主に、必要性、有効性、効率性等であった。また、最近では、政策評価結果を予算編成に活用させるといった政策評価のフィードバック機能の充実面への配慮や、統一性・総合性確保評価の実施や、点検活動の実施等政策評価制度の質的側面への重視姿勢も見られようになってきていることは評価に値するものと考えられる。

しかし、日本の府省庁における政策評価制度にはいまだ課題が多いことも事実である、と考えられる。以下、この制度の課題について、第二章での議論を踏まえながら考察してみたい。

日本の府省庁における政策評価制度の課題は、主に三点あると考えられる。

まず一点目であるが、第二章で定義したように、政策とはある社会的価値実現のために、何が問題になっているのかを明確にしたうえで、当該問題をいかにしたら解決できるのかを表現した方針や方向性を意味し、政策評価はそのような社会的価値がいかに実現されたかを確認するためのものであるが、日本の府省庁における政策評価制度には、いかなる社会的価値を実現し、またいかに価値実現がなされ、それが社会生活にどのようなインパクトを及ぼしていったのかという視点に乏しい点である。日本で目指されている成果重視の行政の実現は、当該施策の目標達成という目的の他に、社会的に選択された明確に追及すべき価値実現の達成という側面が包含されていなければならないことは言うまでもない。社会が望む価値をいかに実現しているのかといった視点を行政側が今まで以上に明確に意識することで、「政策」の評価も単なる単年度ごとの、各府省庁に対する「通信簿」的な性格からいい意味で脱却し、社会的価値と

「政策」の一貫性を追求するための「政策」評価として、より個々の政策の「存在意義」を浮き彫りにさせるといった側面を政策評価制度が担うことで、国民の政策に対する理解もより深まっていくであろうとことが期待される。

二点目は、日本の府省庁における政策評価制度の評価観点についてであるが、第二章で指摘した「政策受容正統性」という観点を設けることが今後の同制度の課題の一つになっているものと考えられる。政策は国民、市民に適切に受容されて、つまり正統性がスムーズに調達されることで、その効果が、国民や市民の間主観レベルでの認知において、浸透していくものと考えられる。すなわち、政策の必要性、有効性、効率性といった観点は、あくまでも、最終的に国民、市民に適切に受容されたかどうかを確認されることでそれらのレーゾンデートルが増してくるものと思われる。政策評価によって、国民、市民の当該政策に対する正統性の有無等についても政府・行政側が適宜把握することで、当該政策の実施が意味あるものであったかどうか、つまり、国民、市民の適切な政策受容といった意味で「効果」があったかどうかを把握可能になり、成果志向の行政は、行政の論理による成果と、国民、市民の考える「間主観的成果」による価値実現の達成（政策受容正統性）をバランスさせていくことが政策評価の重要な課題になってくるものと考えられる。そういった意味で、日本の自治体等で実施されている顧客満足度調査的なものも参考にしながら¹⁰、国民、市民が当該政策についていかに感じ、受容したのかについての「評価」も実施していくことで、国民、市民にとって、政策評価制度の有益性の享受度が増していくものと推察され、そのことは政府・行政への信頼感の向上へとリンケージしていくものと考えられ

る。

最後に三点目であるが、国民、市民が政策評価結果をいかに活用し、それを次なる政策過程にいかに反映させていくかといった点である。第二章でも指摘したように、行政のみならず、国民、市民も政策評価結果を、行政活動のよしあしを判断する材料として活用することで、政策に関する理解も深まっていくことが期待されるので、政策評価結果に関する記載に対する工夫が今まで以上になされる必要があると考えられる。国民、市民が誰でもある程度は理解が可能なように、各施策や各事務事業等の評価結果について、決して評価情報の提供に関してレベルを落とさずに、より平易な表現や図表で表現する工夫もいままでも以上になされることで、政策に対する理解がより増していくことが予想されそれによって、国民、市民にとって、彼らと政策との距離が縮小していき、政策がより身近なものへの変化していくといった「社会教育機能」を政策評価制度によって実現していくこともその課題の一つであると考えられる¹¹。

日本における各府省庁の政策評価制度の二点目の課題のところでも触れたように、政策評価は、政策が国民、市民にいかに受容されたかどうかを評価するといったことにも配慮していかねばならないと指摘したが、当該政策が国民、市民の間主観レベルで受容されたかどうかは、当該政策に関する内容や評価結果等が、国民、市民によって適切に認知・理解できたかどうかによっても左右されていくものと考えられるので、政策評価結果資料の公表や提供プロセスをこれまで以上にいかに「国民、市民本位」なものにしていくといったことが重要な課題の一つであると考えられる。

以上日本の府省庁における政策評価制度の課題について展望したが、政策の存在意義と

は何か、また、何のために政策評価は実施されねばならないのか、といった点を的確かつ明確にしながら、行政側が政策評価の本質についてたえず自省することが、「国民本位」で、成果重視の行政の充実へと連結していくものと考えられるので、そういった意味でも、政策の「国民、市民本位の評価」をいかに実現していくかといった大きなテーマに向けて日本の府省庁における政策評価制度は課題を一つ一つクリアしていく必要があるだろう。

Notes

1. 評価法は、日本において、行政のパフォーマンスや信頼度を向上させる一つの大きな仕掛けとして期待されている。特に行政の信頼度向上については、最近では行政の国民、市民に対するアカウンタビリティの向上が求められる中、政策評価制度の充実の方向性は、「顧客志向」「成果志向」の行政をフレームワークとして行政に選択強制させ、それが行政自身の内部刷新へとつながっていくことで、国民、市民の行政に対する信頼度の向上をもたらす一つの試みであるとも解釈される。
2. 政策評価制度についてのいわゆる「実務的」「技術的」アプローチは、各府省庁や各自治体がいかに政策評価制度を運営していけばいいのか等について示唆を与えるものであるが、政策評価を通じて究極的には何を狙っているのかといった最終目的や価値について探求するアプローチも同時に存在しないと、「価値実現のための手段である政策」の「評価」という、いわゆる「政策」の存在目的から一貫して流れてくるプロセスの中の「評価」という位置づけが曖昧になってしまうと考えられる。
3. 狭義の政策は内容的に言えば抽象的ではあるが、それは政策の方向性を述べており、そこではいかなる価値が実現されるのかについて大筋で表現されていることが多い。こうした狭義の政策を客観的に評価することは抽象的であるがゆえに困難が予想されるが、当該政策が実現したい価値が、国民、市民の「期待値」と整合的なものであるかどうか、つまり、国民、市民の間主観的なニーズ等を反映したかどうかといった観点からの評価方式を確立することが重要であると考えられる。
4. 実務的には「政策評価」と「行政評価」を分けて考えることが多いが、本稿では、政策評価の持つ本質的意味合いとは何かといった原理的な内容が重要なテーマでもあるので、「行政評価」も含めた政策の評価ということで、政策評価という表現を使用している。
5. 政策の内容面の「評価」のみならず、政策と実現すべき価値との関係についての考察を包含した「評価」も重要であると考えられる。何故なら、政策は社会的価値実現のための手段であるので、当該政策が目標とすべき社会的価値を適切に実現しているかといったことをたえず確認することは政策遂行の正統性を確認することと同じであるからである。
6. 「政策受容正統性」という概念は本稿で創造した概念である。行政の国民、市民に対するアカウンタビリティの向上は政策評価制度の最重要な目標の一つであるが、アカウンタビリティは、行政から国民、市民へという行政執行上のフローの中で重要な意味を帯びてくるが、逆のフロー、つまり国民、市民から行政へというフィードバック・フローも「国民、市民本位の行政」構築にあたっては重要である。つまり、いかに国民、市民のニーズ等が政策に反映されたか、または、いかに国民、市民に当該政策が受容されたか、といったことは、行政と国民、市民との間に「双方向的なパートナーシップ行政」を目指す現在、重要な観点であると考えられる。こうした事態を表現する適切な概念が現在のところ見当た

- らないので、本稿ではあえて概念創造した。
7. PDSA マネージメント・サイクルは、その構成要素たる See や Action の各作用が最近では注目されているが、Plan の作用もそれに劣らず重要であることを忘れてはならない。何故なら、Plan の作用がしっかり構築されてはじめて See や Action の各作用が意味を持つてくると考えられるからである。
 8. 日本にも影響を与えている「顧客志向」「成果志向」の行政構築の試みは、イギリス政府が先駆的役割を果たしている。詳細については、以下の文献を参照。安章浩『イギリス行政の変容と新しいガバナンス ニュー・パブリック・マネージメントの現状と展望』(社)行政情報システム研究所、2005年。
 9. 「国民、市民本位の政策評価」という観点からは、政策評価結果という共有情報に依拠しながら、行政と国民、市民の双方が互いに対話を通じて一定の解釈的合意へと導かれ、そこから行政課題を設定していくという流れを実現する制度作りが今後必要となってくるものと考えられる。
 10. 行政における顧客満足度調査は最近では自治体レベルでも実施されるところが増えてきているが、同調査は、国民、市民の行政サービスに対するいわゆる「期待値」をいかに把握して、それを次なる政策実施へと適切にリンクさせていくかといった点がポイントである。行政における同調査は、イギリスでは全国レベルで実施されている。特にイギリスのブレア政権における同調査の実施状況については以下の文献を参照のこと。安章浩「ブレア政権における政府・行政に対する「顧客満足度」調査の実際」『行政&ADP』2005年4月号。
 11. 政策評価制度の充実により、政策評価結果を通じて、国民、市民の政策理解がより一層深まっていくであろうと考えられる同制度の有

する社会教育機能を発揮させる方向も同制度のもたらすであろう一つの成果であると考えられる。

(資料 - 総務省行政評価局のホームページより入手)

総務省行政評価局「政策評価を簡単に理解(政策評価Q&A)」。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/QandA/seisaku_hyouka)

総務省行政評価局「政策評価に関する法令、基本方針、ガイドライン」。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/seisaku_hourei.html)

総務省行政評価局「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html)

総務省行政評価局「政策評価結果の平成21年度予算要求等への反映状況」。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html)

(参考文献)

上山信一『日本の行政評価 総括と展望』第一法規、2002年。

大木啓介編『公共政策の分析視角』東信堂、2007年。

片岡寛光編『国別行政改革事情』早稲田大学出版部、1998年。

上條末夫編『ガバナンス』北樹出版、2005年。

上條末夫編『政策課題』北樹出版、2006年。

上山信一他『行政の解体と再生』東洋経済新報社、2008年。

佐藤隆『自治体改革ビジョン』御茶ノ水書房、2007年。

中島とみ子『住民ニーズと政策評価 理論と実践』ぎょうせい、2006年。
羽貝正美編『自治と参加・協働』学芸出版社、2007年。
福田耕治他編『行政の新展開』法律文化社、2002年。
古川俊一他編『公共部門評価の理論と実際』日本加除出版株式会社、2004年。
本田弘編『現代行政管理の論点』(財)行政管理研究センター、2001年。
宮川公男他編『パブリック・ガバナンス』日本経済評論者、2002年。
村松岐夫他「地方分権改革 / 従来型改革 / NPM改革 / 住民参加経営改革」『包括的地方自治ガバナンス改革』東洋経済新報社、2003年。
武藤博巳編『自治体経営改革』ぎょうせい、2004年。
安章浩「『市民憲章』とイギリス行政改革の動向 「ホワイトホール文化」から「マネージメント文化」へ」『早稲田政治公法研究』

第54号、1997年5月。
安章浩「ブレア政権の行政改革を考察するためのプレリュード」『行政&ADP』2004年9月号。
安章浩「ブレア政権における政府・行政に対する「顧客満足度」調査の実際」『行政&ADP』2005年4月号。
安章浩『イギリス行政の変容と新しいガバナンス ニュー・パブリック・マネージメントの現状と展望』(社)行政情報システム研究所、2005年。
山口二郎『内閣制度』東京大学出版会、2007年。
山本啓編『ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス』法政大学出版局、2008年。
UFJ総合研究所国土・地域政策部『ローカル・マニフェストによる地方のガバナンス改革』ぎょうせい、2004年。
寄本勝美他編『行政の未来』早稲田大学出版部、2006年。